

<h1>控室</h1>	首都圏大学非常勤講師組合 東京公務公共一般労働組合 大学非常勤講師分会 TEL 035-395-5255 URL: http://f47.aaa.livedoor.jp/~hijokin/ e-mail: sida@union-kk.com	〒170-0005 東京都豊島区 南大塚 2-33-10 東京労働会館 5F 郵便振替口座 00140-9-157425 大学非常勤講師分会
-------------	---	---

本号の主な内容

- ◆ 河合塾講師も労働者だ(3面)
- ◆ 日本科学者会議での報告を終えて(5面)
- ◆ 団交・運動ニュース(7面)

貧困者を支えるのは貧困者の義務か 奨学金返済をめぐる異常な論理

10月10日付『朝日新聞』に、「奨学金滞納者を通報へ 学生支援機構、金融機関側に」という記事が掲載された。日本学生支援機構が、返済滞納者に対する新たなルールを設けるという内容である。今さら説明するまでもなからうが、日本学生支援機構は、教育の機会均等のために設立された奨学金制度の機関として、かつては大日本育英会、その後、日本育英会、そして今日の名称になった文部科学省所管の独立行政法人である。非常勤講師の多くも返済者であり、この記事は非常勤講師の注目するところとなった。「滞納額増加に悩んだ末の強硬策で、年内に信用情報機関に加盟する見通し」「奨学金は貸与終了後、期間内に返すのが原則で、返済分が新たな奨学金に充てられる」「機構や文部科学省によると、新制度は、悪質な滞納者をなくすため、『一定期間滞納すると、信用情報機関に知らせる』ことを条件に貸していく」とある。さらに「機構がつくった有識者会議が今年6月、信用情報機関の活用を提言。滞納者に過剰な貸し付けをさせずに多重債務化を防ぐことは、『教育的観点から極めて有意

義。また、返還能力の確保につながる』としていた」という。ここまできると、もはや唾然である。ただこれはあくまでも事実の伝聞であり、問題はその先にある。

11月5日付『朝日新聞』に今度は「ニュースがわからん! 奨学金を返さない」と通報されるのか」という解説が掲載された。ホー先生と回答者Aの質疑形式の記事だが、その終わり近くに「ホー 返せない人から無理に搾り取ることがないようにしてほしいが…」に対し、「A …ただ、機構の奨学金は今や大学生の約3割が利用し、教育の『機会均等』を担保する大切な制度。それを支える返済の重要性を忘れてはいけない。…」とあるのを読んで絶句した。『朝日新聞』の記者は、この異常な論理に何の疑問も持っていないのだろうか。教育の機会均等はいくまでも国家の義務であって、国民の義務ではない。しかし解説では「教育の『機会均等』を担保する大切な制度。それを支える返済」と言い切っている。つまり、『朝日新聞』の解説によれば、日本の教育の「機会均等」を支えるのは国家ではなく、国民、それも貧困者ということになる。それが返

済強制の根拠だとしたら、教育の「機会均等」はもはや国家の義務ではなく国民、それも貧困者の義務と化したわけである。

そもそも、先の10月10日付記事で『朝日新聞』は「06年に6ヶ月以上の滞納者を対象に行った調査では、滞納の理由は、『低所得』の45.1%がトップで、次いで多かったのが『借入金の返済』の25.3%」と紹介している。返済できない理由のほぼ半分は収入が低いことが原因であり、多重債務ではない(多重債務も低所得が原因と言い得るが)。ましてや「悪意」などでは全然ない。多重債務も悪意もない人が払えないと言っているのに、信用機関に通報することが「これまでの防止策より厳しく、効果はあるだろう」という文科省担当者の論理(10月10日付記事)を紹介して『朝日新聞』はいったい何を伝えたいのか。返済不能の第一の理由に対する対策がなければ、効果どころか延滞額・未返済額のさらなる増加が予想されるのは、誰が見ても明らかである。

今、滞納者に必要なのは、脅しではなく雇用の安定的確保である。国に必要なのは、民から取り立てることではなくて、民の懐を暖めることである。そのくらいのことも書けない『朝日新聞』は、とうに庶民感覚から遊離している。貧困者を支えるのは貧困者の義務である、などという論理を平気で吹聴するようでは、畢竟、大本営発表でしかない。

なお記事で、「病気や失業などで返済できない場合、手続きをすれば返済が猶予される」(10月10日)、「病気や生活困窮の人を対象に、猶予する仕組みもある」(11月5日)とあるが、先日、当組合員が低所得のため支払い猶予を相談したところ、日本学生支援機構から11月13日付

で文書による回答が来た。「…本年度以降の猶予願出は、**生活保護受給中・傷病の事由のみ受付可**となります」と、ごていねいに太字で強調までしてある。これが返済滞納の第一の理由に対する新しい対策である。信用機関への通報が間接的・一般的な脅しであるとするれば、こちらは直接的・個別的な脅しである。今や日本学生支援機構は、貧困者(学生・院生)に金を貸すために、貧困者(過去の受給者)から生活費を奪い、生活保護受給者をふやしているだけである。

NPO法人もやい事務局長、湯浅誠氏は、『世界』10月号の「貧困ビジネスとは何か」において、「貧困ビジネスとは、貧困層をターゲットにしている、かつ貧困からの脱却に資することなく貧困を固定化するビジネスを言う」としている。例として消費者金融、日雇い派遣会社、ゼロゼロ物件商法(貸部屋の種類)を挙げているが、日本学生支援機構の奨学金制度も今や立派にその定義に当てはまるのではないだろうか。財界や財務省は奨学金の民営化、証券化までたくらんでいる。まさに奨学金制度という名において、政府が後押しする究極の貧困ビジネス、それが日本学生支援機構の奨学金制度である。もっと分かりやすく、ハゲタカビジネスと呼んでもよかろう。

現在、当組合では非常勤講師が抱える問題の一つとして、また日本の教育制度の矛盾の集中的な表現として、奨学金制度の改悪に注目している。今後、組合として奨学金制度にどのような対応をとるべきか考察を重ねていきたいと考えている。(HM)

河合塾講師も労働者だ

竹中達二

まずは石田衣良『非正規レジスタンス』のパクリから始めたい(作品に興味のある方は石田衣良『非正規レジスタンス』文藝春秋社刊をごらんください)。

「おれは河合塾がもうすこしましになってくれたら、うれしいんだ。なにせ予備校最大手で、年商千五百億円もあるんだろ。業界に与えるインパクトだってでかいはずだ。それと同時に、有期や正規の職員の仕事が、もうすこし人間的になったら素晴らしいとも思う。日曜の夜9時に教務や教材がフツーに動いてて、仕事の電話がかかってくるなんて、やっぱおかしいだろ・・・」

河合塾は今でもホームページのトップに麗々しく、教育理念「すべては一人ひとりの生徒のために」を掲げている。一方、都労委における準備書面では、「予備校事業は次のような特殊性を有する」「生徒数が増減し易く、生徒獲得のための競争が熾烈」「何よりも生徒から評価される(人気も含めて)講師を用意する必要性が高い」そのため「講師との間の契約を、生徒数の変動、・・・等に対応することができる流動的・弾力的なものにしたいと考えているが、一方では、生徒からの評価の高い講師については、これをできるだけ繋ぎ止める必要がある」と述べている。これが「専任講師」と「非常勤講師」を置き、両者で異なる契約を締結する理由だといえるのである。ここには「生徒獲得のための競

争」をいかに勝ち抜くか、という経営の論理しかない。

河合塾が学校法人である以上、どのような講師を採用し、どのような講師を評価するかは、教育理念から説明されるべきであろう。しかし上の記述には、「ウソでも教育理念に触れなければ」という意識すらない。これは、河合塾経営陣がすでに学校法人の魂を失って、そのことに気づいてさえいないことを如実に示している。「年商」1500億のうち、800億は有価証券取引である事実が、これを裏付ける。

私たち(注)は、何よりもまず理念が大切であると考え、以下のような理念を掲げて活動している。

- ◆ 河合塾の中心はあくまで学校法人であり、営利を第一に追求するのではなく、教育理念の実現をこそ第一にすべきである
- ◆ 理事会、職員、講師の3者が、それぞれ異なる立場から、共通の教育理念「すべては一人ひとりの生徒のために」の実現を目指すことが理想である
- ◆ 理事会、職員、講師の3者は、お互いの立場と権利を尊重しつつ、相互に協力しあうべきである
- ◆ 河合塾ユニオン(仮)は、講師の権利を護り、講師の立場から、教育理念「すべては一人ひとりの生徒のために」の実現を目指す

- ◆ ここで言う講師とは河合塾グループで講義、フェロー、教材作成、採点の業務に携わるすべての者を指す
- ◆ 河合塾ユニオン(仮)は、契約形態を問わず、これらすべての「講師」に門戸を開き、すべての「講師」の権利を擁護する
- ◆ 河合塾ユニオン(仮)は、契約形態を問わず、すべての河合塾職員は、講師と立場は異なるものの、同じ河合塾で働く仲間である、との認識を持つ。河合塾ユニオン(仮)は、職員の講師との立場の違いに留意しつつ、河合塾で働く同じ仲間として、その権利を擁護する

(注) 河合塾に、首都圏大学非常勤講師組合の組合員は、私の他にもいるが、私以外は公然化していない。上記の理念に賛同する人が連絡を取り合って、一致できる場所で一緒に活動しているが、現時点では、組合員もそうでない人もいる。将来的に河合塾ユニオン(仮)結成を考えている。

現在、河合塾は、都労委で「講師は労働者ではない。したがって団交には応じない」と言い続けている。その頑なな態度は、経営側委員も呆れるほどである。

予備校と講師のトラブルと言えはやはり、コマ減、契約打ち切りであろう。これまで河合塾は、「労働者性」の原則問題では譲らないで、個別の処遇改善(コマ増)か、有無を言わさぬ契約切り(兵糧攻め)で対応してきた。しかし今回、東京と九州で対応を誤った。

九州では中島氏が、兵糧攻めにも屈せずに裁判で河合塾を追い詰めている。そして東京では、河合塾は事態が理解できない状態にあるのではなかろうか。

私の要求は「団交に応じろ」である。私個人の処遇については何も求めている。

個別に利益供与して懐柔(?)する、といういつもの発想だと、どう対応していいか分からないのかもしれない。私は他の講師を犠牲にして、自分だけ特別に利益を得ようとは思っていない。食えなくては困るけれどね。

もし河合塾が団交に応じれば、そこで要求するのは、私の個人的な処遇ではなく「実態として雇用関係にある者は労働者として扱え」ということである。きちんと団交をし、理念にもかなう、全講師の利益(むしろ教育意欲を増進させる＝河合塾にも利益になる)を、平等に、フェアに求めたいだけである。きっと河合塾はここでも戸惑うだろうなあ。だがこの点を貫くこと、他を蹴落として個人の特別な利益を求めようとしているのではない、と信じてもらえることだけが、一匹狼の多い予備校講師の多数から支持される道だろう。

河合塾は都労委で、姑息な引き延ばし作戦に出ている。その一方で、河合塾にとって都合のいい条件で、「請負」か「雇用」かを講師に自ら選ばせる「制度改革」を進める腹らしい。都労委や中労委で裁定が出る頃には、大多数の非常勤講師は「請負(準委任)」で契約を終わっている、というのが狙いだろうか。そうさせないためにも、多くの講師に情報を提供していく必要があるだろう。

大多数の予備校講師が「雇用関係にある労働者」である、ということになれば、他の業種に与える影響も少なくはないだろう。最初にも述べたように、河合塾の職員がまずは、「もうすこし人間的」な働き方ができるようになってほしい。その他、例えば「バイク便」は、「個人事業主」として扱われている。会社の制服を着、

会社指定の黄色いボックスを取り付けていながら、バイクそのものは個人所有とされ、なんとガソリン代まで自分持ちだと言う。「グレーゾーン」と言われてきた予備校講師が「雇用関係にある労働者」で

あることがはっきりすれば、こういう人たちにも追い風となるのではないか。その点でも、大いに意義のある闘いだと考えている。

日本科学者会議での報告を終えて

大学非常勤講師の実態報告とその反応

松村比奈子

去る11月22～24日、名古屋大学において日本科学者会議・第17回総合学術研究集会が開催された。11月23日、その分科会「D. 科学と技術を考える：D-2. 若手研究者の研究生活と雇用」において、首都圏大学非常勤講師組合として、『研究者の雇用不安とはどういう問題か—大学非常勤講師のアンケート調査にみる現状と分析—』というテーマで30分程度の報告を行った。

実は分科会の担当者から組合に、若手研究者の雇用不安についてぜひ報告してほしいとの依頼があり、私たちもまた日頃から専門非常勤講師の実態があまり理解されていないと感じていたので、むしろ喜んで応じたという経緯がある。ただし非常勤講師問題は「若手」研究者だけの問題ではないので、あえて「若手」という表現ははずしている。

報告の下地として、2007年に刊行された関西圏大学非常勤講師組合他6組合共同のアンケート報告書『大学非常勤講師の実態と声2007』を使い、12枚のパワーポイントで、アンケートから浮かび上が

る専門非常勤講師の過去・現在・未来に対する不安の内容と分析を解説した。簡単に言うと、奨学金の返済という過去の不安、雇用の不安定という現在の不安、国民年金しかない老後という未来の不安である。これらは個人の能力や努力によって回避できるものではなく、まさに制度・政策の問題である。それゆえ、高等教育を含めた日本の教育制度がいかに無目的でずさんなものであるかを訴えた。

報告時間の制約もあり、アンケートの内容を細かく説明することはできなかったが、(1) 専門非常勤講師の増加は能力を活用できない社会と関連する (2) 私立大学ではおよそ6割の講義を非常勤講師が占めるため、多くが細切れ掛け持ちパートである (3) 年収250万円以下が半数近くで、まさに高学歴ワーキングプアである (4) 雇止め経験者も半数で、使い捨て労働者として扱われている (5) 男女比において専門非常勤講師のみ逆転し、是正されない性差別の現状を示すと分析した。参加者の多くは興味を持って聞いてくれたようだ。とくに「若手」研

究者は真剣であった。

ただし、質疑の時間に興味深い場面があった。独立行政法人O大学の専任教員から、「非常勤講師は請負労働者なので、教職員組合と共闘できないと聞かされているがどう考えるか」との質問があった。予想だにしない質問に、面食らったというのが正直なところである。そもそも国会でも、文部科学副大臣が、国立大学の非常勤講師は独立行政法人化後にはパート労働法が適用されると明言している。さらに法人化直後、非常勤講師に対しあまりにも労働基準法違反の扱いが目立ったために、平成16年3月に文部科学省から改めて、労働基準法・パート労働法に準拠するよう各大学に通知が出されている。さらにその後重ねて平成18年1月に、大学設置基準の趣旨からはずれるため請負契約に注意するよう、通知が出されている(国会答弁・通知については、当組合HPに資料として紹介されているので確認してほしい)。したがって質問は二重の

問題を提示している。つまりこのO大学では、文部科学省からの再三の通知にもかかわらず、非常勤講師を被雇用者として扱っていないばかりか請負契約で済ませている可能性があるということである。非常勤講師はパート労働者であることを副大臣の答弁を引いて回答したが、本当に理解してもらえたかどうか疑問である。このようなケースがほかにもあるのか、全国の大学非常勤講師からぜひ情報提供を望みたい。

今回の報告で、やはり大学非常勤講師の実情は私たちが考えるほど認知されてこなかったという感想を強く持った。会場では、理工系の若手研究者の典型としてポストク問題に対する報告もあったが、重なる部分と異なる部分があり、今後、非常勤講師の実態を理解してもらうためには、それら諸問題とのよりいっそうの整理と分析が必要であると思った。(当日の他の報告題目は、日本科学者会議のHPを参照してほしい)

団交・運動ニュース

非常勤講師の給与額ベスト10を目指す 獨協大学が給与基準見直し

12月3日に行われた団体交渉で、獨協大学は給与算定の基本的な考え方を改め、来年度から新しい基準で支給すると約束した。

組合側から5名、大学側から、東副学長のほか、人事、総務、事務局、経理の責任者7名が出席した。組合側が「私たちの本音は5万円、文科省も1.5倍化を考えている中で、最低ランクを月1コマ3

万円以上にするよう組合全体で各大学に求めてきたが、まだ本学でも達成されていない」と待遇の大幅な改善を求めたのに対し、大学側は「これまで、首都圏の私立25大学の平均値を上回れば据え置きを基本にしてきたことを改め、東京の大きな10大学を見ながら決める。それも機械的に平均値を基準にするようなことはしない」と答えた。来年4月から実施し、3ランクに整理して下のランクに厚く、すべての年齢層のランクで引き上げると

したが、具体的金額は示さず、「現在さまざまな手続きを進めており、2月初旬を目途に詳しい報告をする」と約束した。

給与体系に関しては、獨協を中心に働く非常勤講師に対して何らかの優遇を検討しており、週6コマまでという受け持ち枠を緩める方向だと説明された。通勤手当の上限も、月1コマあたり2万円という上限を引き上げる方針が示された。ただし、法律の枠を超える場合は課税対象になる。

一方で大学側は、今年に続いて来年度も文科省の指導によって学期あたりの授業回数が増える見通しを示した上で、それに見合うだけの給与増は、「授業回数または労働時間数あたりではなく学期または年度あたりで考えた月給なので」考えていないとした。ほかに組合が求めてきた退職金について、これまでの記念品に代えて現金を支給することが決まった。勤続5年から10年の場合2万円、10年を超えると5万円が退職時の3月の給与と同時に謝礼金として支給される。受講希望者がいないために開講できない授業に対する手当について、組合側は、工場労働者の自宅待機に関する法律では半額と決められており、半年の科目は2か月分支給するというのは問題があると指摘。大学側は法律に違反するつもりはないので専門家の意見を聞いて検討するとした。

大人数のクラスの採点の手間などに対する手当の支給について、大学側は消極的な姿勢を示し、300人を超えるクラスを作らないという基本方針を繰り返すにとどまった。

産休育休の問題については、「学部が必要な講師について産休などの後の復職の手続きを進める場合、新任のような嚴重

な審査はせず再任という手続きをする。大学の方針として、産休育休を理由に切るということはない」とした。

最後に大学側から健診について、「組合の求めに応じてすべての曜日で実施している健診の受診者が減っている。できるだけ受診し、市町村などで受診した人はその結果を知らせてほしい」と要請があった。それに対して組合側から今後もすべての曜日での実施を続けるよう求め、大学側は了承した。

話し合いの中で東副学長は、「すべての教員を常勤にすると大学は潰れるというのが、日本の構造の問題で、日本には高等教育を支える姿勢がない。常勤の組合とも協力して、私学助成を増やすよう求めてきた」と述べ、「人件費を教育の質にかかわる投資として重視し、非常勤講師の給与のベスト10を目指す」のが学長以下、獨協大学幹部の本心だと紹介した。さあ、これを機会に大学間の給与引き上げ競争が起こりますように。(SF)

法政大学の団体交渉について

法政大学の第3回団体交渉は、9月30日に開催されました。

第2回までの交渉で、1号俸を中心とした単価アップの回答があり、長年の目標であった「最低号俸1コマ3万円」はなんとか達成されました。しかしながら、今年に入ってから諸物価の値上がりなどで、その経済的影響が中高年の世代に深刻になっていることを考慮し、1次回答では据え置かれていた5号俸以上の対象者にも、賃上げを行うよう要求しました。理事会側はこれらの要求を「検討する」と回答しました。

その結果、5号俸以上の非常勤講師に

も100円のベースアップが2次回答で出されるといふ、近年にはない成果を勝ち取ることができました。

法政大学は、ここ数年間非常勤講師の賃上げ、とくにいわゆる「中高年」の年齢層での賃上げがなかなか進まないという状況がありましたが、今回の交渉はこれらを打ち破る情勢を切り開いたという点で、画期的なものになりました。この成果を踏まえ、来年度以降の団体交渉をより積極的に進めていきたいと思っています。(KN)

駒澤大学

154億円の損失による来年度の雇用に対する影響はない

2006年から毎年春闘交渉を行なっていますが、専任組合が非常勤講師の要求を代行する状況が長く続いてきたため、大学側は私たちを正式な交渉相手と認めようとしない頑なな姿勢を貫いています。7月10日の団交でも当事者が当事者の利益を代表するのが当然だという原則論に

終始しました。その後、大学側はこの主張を認めたようにも見えますが、実際には7月25日の団交では専任組合との妥結内容を提示しただけで、私たちの要求には耳を貸そうともしませんでした。これによると、下4ランクで500円、中2ランクで100円の賃上げがありますが、上4ランクは据え置きです。最低でも3万円(駒澤では中ランクに相当)の賃金を求める私たちはほぼ決裂状態で散会しました。

さて、その後おこったのが例の154億円の損失事件です。11月19日の報道で事件を知った私たちは翌日すぐに団交を申し入れました。その結果、12月11日の団交では来年度の雇用やカリキュラムには変更はないとの回答を得ました。事件については今のところ詳細は不明ですが、今後も同一労働、同一賃金の原則の下に均衡処遇(1コマ5万円)を目指して息長く交渉を続けていきたいと思っています。(行)

非常勤講師の処遇一覧表の作成に、ご協力をお願いします！

当組合では、大学など非常勤講師の処遇一覧表の作成に取り組むことになりました。当面は、「最低賃金(1コマ分の月額)の経年変化」について、まとめたいと考えております(暫定版は別紙または当組合HPを参照願います)。その後は、例えば、交通費等の支給状況、身分証明書の発行状況、図書館利用の可否、科研費申請の可否、等々の項目について調査したいと考えております。そこで、お手間を取らせて申し訳ないのですが、可能な範囲で結構ですので、ご協力をお願いいたします。(首都圏組合・担当予定者)

12月25日(木) 立教女学院(清野さん)東京地裁判決

いよいよ判決です。よい結果を期待して、多数お集まりください。

判決時間	14:30	判決場所	東京地裁 5階 528 法廷
集合時間	14:00	集合場所	528 法廷横の控室